

国際教養大学理事長の任期に関する規程

平成19年1月26日
大学経営会議決定
規程第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人国際教養大学定款第12条第1項の規定に基づき、公立大学法人国際教養大学理事長（以下「理事長」という。）の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(理事長の任期等)

第2条 理事長の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

(雑則)

第3条 この規程の改廃は、選考機関の議を経て、これを行う。

附 則

この規程は、平成19年1月26日から施行する。